

南相馬市スポーツセンター業務内容一覧

業務名	実施回数	実施時期（該当月）											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
自家用電気工作物保安管理業務	通年	←											→
消防用整備保守点検業務	年2回				↔							↔	
冷暖房設備保守点検業務	6月～11月			←					→				
特殊建築物調査業務	年1回												
警備業務	通年	←											→
庭園維持管理業務	年1回			←									→
清掃業務	年1回												

自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

本仕様書は、下記のスポーツ施設の自家用電気工作物について、電気事業法に定める保安管理業務を実施し、設備の命数の延長及び不慮の事故の未然防止を図るため定めたものである。

記

1. 業務箇所及び容量等

施設名	需要設備容量	予備発電容量	備考
南相馬市スポーツセンター	580KVA	52KVA	

2. 業務内容

- (1) 電気事業法施行規則に係る次の保安管理業務を行うものとする。
 - ① 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう当該電気工作物の点検、測定及び試験を定期的に行うこと。
 - ② 電気工作物の事故発生等の場合は、応急措置の指導及び事故原因の調査並びに再発防止のため、とるべき措置を指導し、必要に応じ精密検査を行うこと。
 - ③ 電気関係法令に基づく立入り検査の立会い。
 - ④ その他電気工作物の維持及び運用を円滑に行うために必要な業務。
- (2) 点検・試験の基準は別紙のとおりとする。
- (3) 点検において、修繕を要する箇所については、毎点検終了後契約担当者まで見積書を提出するものとする。ただし、契約金額の範囲内で措置できる軽微な修繕（消耗品等）は、請負者の負担とする。

3. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

4. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義については、両者協議して決定するものとする。

南相馬市スポーツセンター消防設備保守点検業務仕様書

本仕様書は、南相馬市スポーツセンターにおける消防設備保守点検業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目200番地

2. 消防設備名

(1) 消防機器

(2) 消火器

3. 消防設備保守点検業務内容

(1) 当施設の消防設備について、定期点検若しくは臨時点検を行い、設備機能を常に完全な状態に保守するものとする。

(2) 指定管理者が履行すべき点検業務は、誘灯、誘導標識、配線、非常用警報器具及び設備等、当施設に設置してある消防設備とする。

(3) 保守点検は、定期巡回方式とし、下記のとおり行い、臨時点検は設置者より故障発生連絡があった場合に行うものとする。

・消防機器

点検区分	点検実施の回数
機器点検	年度中に1度
総合点検	年度中に1度

(4) 指定管理者は、点検業務において技術員（消防設備士及び消防設備点検資格を有する者）を派遣し、この業務を行うものとする。

(5) 指定管理者は、指定期間中における機器の保守について一切の責任を負い、消防設備が火災又は誤報により作動した場合には、早急に現場へ急行し適切な処置をとるものとする。

(6) 点検の内容

消防法施行規則第31条の4第1項の規定による点検を実施するものとする。

外観点検	消防設備機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項を消防設備の種類に応じて確認すること。
機能点検	消防設備機器の性能について外観から又は簡易な操作により判別できる事項を消防設備の種類に応じ、基準に従い確認すること。

総合点検	消防設備機器の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防設備を使用することにより、当該消防設備の総合的な機能を消防設備の種類に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。
------	---

4. 消火器保守点検業務内容

(1) 点検要領

令和2年12月25日消防庁告示第19号（消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める告示）により実施するものとする。

・消火器

点検区分	点検実施の回数
機器点検	年度中に1度
総合点検	年度中に1度

(2) 点検時の注意事項

- ①器具の性能に支障がなくともゴミ等の汚れは、雑巾等で清掃すること。
- ②合成樹脂製の容器又は部品の清掃には、シンナー、ベンジン等の有機溶剤を使用しないこと。
- ③キャップの開閉には、所定のキャップスパナを用いること。
- ④点検または整備のために消火器を所定の位置から移動する場合は、代替消火器を設置しておくこと。
- ⑤点検整備において、指定管理者が点検中に財産等を破損した場合は市と協議すること。

5. 点検報告書の提出

指定管理者は、業務完了時に業務報告書を市へ提出すること。

6. その他

業務遂行上疑義が生じた場合、市と協議の上決定する。

7. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

南相馬市スポーツセンター冷暖房設備保守点検業務仕様書

本仕様書は、南相馬市スポーツセンターにおける冷暖房設備保守点検業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目200番地

2. 点検設備名

- (1) 屋外チラー
- (2) 膨張タンク
- (3) 輻射パネル
- (4) 設備用空冷パッケージエアコン

3. 業務内容

保守点検業務として、冷房使用開始前と暖房使用開始前の年2回、次の業務を行う。

箇所	業務内容
屋外チラー	①各部圧力測定、②各部温度測定、③電流、電圧の測定及び電気関係絶縁測定、④冷媒、油洩れのチェック、⑤運転状態の良・否判定、⑥保護装置の作動確認、⑦ファン軸受けのグリスアップ、⑧各部のネジの増し締め、⑨錆発生ネジビス類の交換、⑩圧力計検査（年1回）
膨張タンク	圧力計検査
輻射パネル	メンテナンス
設備用空冷パッケージエアコン	①高圧、低圧の圧力測定、②各部温度測定、③電流、電圧の測定、④電気関係の絶縁測定、⑤ガス洩れ、油洩れのチェック、⑥運転音、振動等のチェック、⑦機能部品の作動確認、⑧ファンベルトの点検及び調整（直駆動型は不要）、⑨ファン軸受けの点検及びグリスアップ、⑩各部のネジの増し締め、⑪錆発生ネジ、ビス類の交換、⑫熱交換器の汚れ及び腐食度合いの点検
全体	点検表の作成

4. 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

5. その他

- (1) 労務費、資機材消耗品、工具損料、諸経費などの点検に係る経費は、本業務に含むものとする。
- (2) 業務遂行上疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上決定する。

特殊建築物仕様書

本仕様書は、下記のスポーツ施設について建築基準法第12条第1項及び第12条第3項に基づく特殊建築物の定期調査及び報告に関し、関係法令等に従い業務が適正かつ円滑に遂行されるように定めたものである。

記

1. 業務箇所

施設名	対象面積 (㎡)
南相馬市スポーツセンター	6,135.00

2. 業務内容等

(ア) 基本方針

- (1) 定期調査報告は建築設備及び工作物に関する防災、安全の關係に重点をおき、構造、衛生關係については基本的な事項のみを対象とする。
- (2) 調査業務は重要な点について調査者の目視など簡便な方法で判定できる程度とする。
- (3) 調査事項及び調査方法は建築物の管理者に対しできるだけ負担をかけないこととする。
- (4) 調査の結果、管理者に対し建築設備及び工作物の性能向上について指導助言を積極的に行うこととする。

(イ) 業務の範囲

- (1) 実態調査及び欠陥事項の指摘と改善方策の提示。
- (2) 委託者への建築物定期報告書の作成。
- (3) 特定行政庁への建築物定期報告書の作成。
- (4) 法定調査報告書の外、各敷地及び配置図を縮尺1/1,000、各階平面図を縮尺1/500に作成。用紙はA3判とし委託者提供とする。

(ウ) 業務遂行上の注意

- (1) 調査結果は業務基準に準拠し、公正な判断に基づくものとする。
- (2) 調査により知り得た事項は、何事に限らず所定の手続きに関する以外は、厳に機密の保持に努めること。
- (3) 常に自己の身分を証することができる資料（調査資格者手帳等）を携行すること。
- (4) やむを得ない場合のほかは管理責任者又はその代理者と同行し、その立会いのもとに調査すること。
- (5) できるだけ業務の妨害にならないよう配慮するとともに、建物、器材、器具に損害を与えないように留意すること。

3. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

南相馬市スポーツセンター機械警備業務仕様書

本仕様書は、下記施設における火災、盗難及び不良行為を防止し、かつ施設の保全を図って正常な運営を確保するため下記のとおり定める。

記

1. 業務箇所 南相馬市スポーツセンター

2. 業務内容等

(1) 警備任務

- ① 火災、盗難及び不良行為の拡大防止。
- ② 施設の秩序の維持保全。
- ③ 事故確知時における関係先への通報連絡。
- ④ 警備報告書の提出。(毎月)

(2) 警備内容

- ① 機械警備
- ② 特にやむを得ない事情により機械警備を実施できない場合は、変更事由を文書により提出し、承認を得て当該警備に変わる警備を行うものとする。

3. 警備方法等

(1) 機械警備

- ① 機械警備は24時間実施するものとする。(但し、使用時間は除く)
- ② 上記において使用時間とは、施設使用者からの警備装置作動解除の信号を受けた時に始まり、警備装置作動開始の信号を受けるまでの時間とする。

(2) 警備機械の整備

- ① 受託者は受託者の使用する機械設備その他の器具を設置し、委託者に貸与し、委託者の専有に属するものとする。
- ② 受託者は警備機械設備に関し、正常な機能を維持するため保守点検を行い常に正常作動を確認し、万一警備機械の故障により異状を生じたときは遅滞なく警備上の安全処置を講ずるとともに機器の復旧を行うこと。
- ③ 警備機器の設置及び撤去に要する費用は受託者の負担とする。

(3) 警備体制条件

- ① 警備業務時間中、当該警報機により感知される異状の有無を委託者の定める管制本部に専用回線若しくは一般回線を通じ、自動的に通報するものとする。
- ② 受託者は警備業務時間中、管制担当員を定め、施設の異状の察知を間断なく行い警備の安全を確立すること。
- ③ 受託者は警備業務時間中前項により施設に異状事態が発生したことを知った時、遅滞なく警備員を当該物件に急行せしめ、異状事態の確認を行い必要な処置を講ず

ること。

- ④ 機械警備については断線監視システムにより常時監視体制をとるものとする。

(4) 人事、指揮運営

- ① 警備実施上必要な権限は受託者に付与する。
- ② 警備員の人事並びに警備に関する指揮、運営は受託者が行う。

4. 事故報告

事故発生の際はすみやかに電話若しくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告すること。

5. 損害賠償

- (1) 受託者は警備業務遂行中、受託者の過失（債務不履行の他、受託者の従業員の過失及び不法行為に関する受託者の使用者過失責任を含む。）により生じた委託者の損害については、下記賠償額を限度として保険により委託者に対し、その損害を補償するものとする。
- (2) 前項賠償限度額は、対人賠償、対物賠償合わせて1事故10億円也とする。
- (3) 前1、2項の委託者の損害賠償請求は、その損害発生の日から7日以内に書面をもって受託者に通告するものとする。委託者が前記通告を怠ったときは、受託者は委託者に対する損害賠償又は補償の責を免れる。
- (4) 第2項に規定する限度額を越える部分については、法令又は社会通念に照らし、相互協議の上定めるものとする。

6. 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は両者相互に預託し、預託された鍵はそれぞれが厳重に取扱い保管すること。

7. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

8. その他

- (1) 受託者はその他警備上必要と認める事項等について、委託者に指導、助言を行うものとする。
- (2) 警備実施上、この仕様書に定めのない事項について必要ある限り、両者協議し本書に付加条項を添付する。

南相馬市スポーツセンター庭園維持管理業務仕様書

南相馬市スポーツセンター庭園について、樹木の剪定及び病害虫の駆除、並びに芝刈り、雑草の駆除等を適宜行い、庭園の美化と樹木の育成・保護を行うため、以下に仕様を定める。

1. 業務場所 南相馬市原町区桜井町二丁目 地内
(南相馬市スポーツセンター)
2. 業務内容
 - ①業務範囲
 - (1) 南相馬市スポーツセンター庭園の施肥、除草、目土剪定、枝打ち、消毒を適宜に行う。
 - (2) 業務実施の際は、現場代理人及び主任技術者を置き実施するものとする。
 - ②作業時間
 - (3) 作業時間は、原則的には平日行い、概ね8時30分から午後5時までの間とする。
 - (4) 時間内に実施できないときは、予め担当者と協議の上、実施すること。
3. 作業工程 作業工程については、次のとおり実施するものとし、契約者から指示があった場合はこの期間内で変更できるものとする。

実施予定月	作業内容		
6月	・枝打ち	・除草剤散布	・剪定
7月	・施肥	・剪定	・除草剤散布
8月	・枝打ち	・除草剤散布	
9月	・防虫剤散布		・芝手入れ
10月	・施肥	・剪定	・芝手入れ
11月	・施肥		
適時	・目土、消毒		
4. 報告等 報告等については、作業行程ごとに確認のできる写真を添付の上報告すること。
5. その他 業務遂行上疑義が生じた場合、契約者と協議の上決定する。
6. 環境への配慮 南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

南相馬市スポーツセンター庭園維持管理業務内容

名 称	形状寸法	数量	単位	備考
芝管理	面積 930 m ²			
目 土	4 t ダンプ(目土厚) 0.1～0.2 cm	5	台	
目 土	目土敷均し作業	5	人	
肥 料	化成肥料(20kg)	10	袋	
除 草	薬剤	930	m ²	
樹木管理				
施 肥	固形 (15kg)	10	袋	
施 肥	ケイフン (15kg)	15	袋	
消 毒	アメリカシロヒトリ他	2	回	
剪 定	高中低木類 造園工	9	人	
剪 定	高中低木類 普通作業員	5	人	
切枝処分	切枝処分(4 t 車)	2	台	

南相馬市スポーツセンター清掃業務仕様書

南相馬市スポーツセンターの清掃について、以下に仕様を定める。

1. 業務場所 南相馬市原町区桜井町二丁目 地内
 (南相馬市スポーツセンター)
2. 業務内容 南相馬市スポーツセンターの床及び窓ガラスの清掃
 - ・床は以下の場所を除きワックス除去、洗浄、ワックスがけを行う。
(除外場所)
 - ・板張り仕上げ床（競技場、ステージほか）
 - ・2階観覧席床
 - ・コンクリート仕上げ床（器具庫、機械室ほか）
 - ・タイル仕上げ床（トイレほか）
 - ・絨毯仕上げ床（館長室、放送室、トレーニング室ほか）
 - ・畳床（休憩室）
 - ・屋外部分床
 - ・窓ガラスは、全ての窓ガラスの清掃を行う。
3. 環境への配慮
 南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

その他の原町区スポーツ施設業務内容一覧

委託業務名	実施回数	実施時期（該当月）											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
消防用整備保守点検業務	年2回				↔							↔	
特殊建築物調査業務	年1回												
浄化槽維持管理業務	月1回	←											→
浄化槽清掃業務	年1回												
電子機器保守点検業務	年1回												
警備業務	通年	←											→
小川町体育館警備業務	通年	←											→
南相馬市テニスコート管理業務	通年	←											→
南相馬市野球場管理業務	通年	←											→
病虫害（アメリカシロヒトリ）防除業務	年2回		←					→					
樹木（高木）剪定及びテングス病駆除業務	年1回												
原町区スポーツ施設芝管理業務	通年	←											→
窓ガラス清掃業務（小川町体育館、陸上競技場管理棟、栄町柔剣道場）	年1回												

仕 様 書

本仕様書は、下記のスポーツ施設に設置されている浄化槽の運転状態を良好に保つと共に水質の保全並びに公害防止のため、下記のとおり保守点検の方法を定めるものである。

なお、本仕様書は業務の概要を列記したもので、詳細については担当係員の指示によるものとする。

記

1. 業務箇所等

箇 所 名	型 式	処 理 方 式	処理対象人員	点検回数
北新田運動場	トーカイ	合併槽	50	1回／月
北新田運動場（西側）	フジクリーン	合併槽	21	1回／月
北新田運動場（東側）	ダイエー	合併槽	18	4回／年

2. 業務内容

- (1) 浄化槽の正常な機能を保持するため点検回数のとおり槽及び附属機器の機能点検をする。
- (2) スカムの生成及び汚泥の推積状況を点検し、清掃の時期を担当者まで報告する。
- (3) インバート桝、接続管、沈殿室、沈殿池の超流堰及び排水口等に異物等が付着しないようにする。
- (4) ばっ気装置にあっては散気装置が目づまりしないようにすること。
- (5) ポンプ設備にあっては常時作動させること。
- (6) 悪臭が周囲に発散しないように必要な措置を講じること。
- (7) 上記の他、疑義事由については係員の指示による。

3. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

4. その他

- (1) 現場担当者については浄化槽法の規定による認定書の写しを契約担当者まで提出のこと。
- (2) 請負者の行った業務について不十分な場合はやり直しを命ずることができる。
- (3) 業務について施設管理者の指示にしたがうことは勿論、その他問題点が生じたときは契約当事者と協議のこと。

仕 様 書

本仕様書は、北新田運動場に設置されている浄化槽の運転状態を良好に保つと共に水質の保全並びに公害防止のため、下記のとおり清掃業務の方法を定めるものである。

なお、本仕様書は業務の大要を列記したもので、詳細については担当係員の指示によるものとする。

記

1. 業務箇所及び清掃量等

箇所名	清掃量 (m ³)	型式	処理方式	処理対象人員
北 新 田 運 動 場	1 5 . 0	トーカイ	合 併 槽	5 0
北 新 田 運 動 場 (西 側)	6 . 3	フジクリーン	合 併 槽	2 1
北 新 田 運 動 場 (東 側)	4 . 5	ダイエー	合 併 槽	1 8

2. 業務内容

○ 清掃業務の技術上の基準

- ① 清掃は浄化槽の機能の状態に関する点検に基づいて行うこと。
- ② 沈殿分離室、腐敗室及び汚泥貯流槽の汚泥等の引き出しは全量とすること。
- ③ 汚泥濃縮貯流槽の汚泥等の引き出しは脱離液を流量整槽または爆気槽に移送した後の全量とすること。
- ④ 沈殿分離槽の汚泥等の引き出しは適正量とすること。
- ⑤ 爆気室の汚泥等の引き出しは、張り水後の爆気室の混合液の30分間汚泥沈殿率が、おおむね5%以上10%以下になるように行うこと。
- ⑥ スクリーンにあっては、付着及び沈殿物等を除去し洗浄すること。
- ⑦ 単独処理の施設にあっては、洗浄に使用した水は室内の張り水として使用すること。
- ⑧ 浄化槽の点検及び清掃の記録を2部作成し、1部を浄化槽の管理者に交付し1部を自ら3年間保存すること。

3. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

4. その他

- ① 請負者の行った業務について不十分な場合はやり直しを命ずることができる。
- ② 業務について施設管理者の指示にしたがうことは勿論、その他問題点が生じたときは契約担当者との協議のこと。
- ③ 清掃完了後は請求書に写真及び完了報告書を添えて提出のこと。

仕 様 書

本仕様書は、雲雀ヶ原陸上競技場における樹木（高木）剪定及びテングス病除去業務について、次のとおり定めるものとする。

1. 業務内容

委託者と事前協議の上、当該樹木の剪定及びテングス病除去（枯枝を含む）を施す。

2. 業務場所及び樹木剪定樹種

雲雀ヶ原陸上競技場（外周）さくら50本

3. 完了報告

受託者は、委託業務完了後、実施前及び実施後の写真を添え、文書で委託者に完了の報告を行い、確認を受けるものとする。

4. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

5. その他

- (1) 当該業務に係る一切の経費は、受託者の負担とする。
- (2) 業務にあたっては、高所作業のため十分安全を確保するための措置を講じること。
- (3) 切り落とした枝等が、近隣住民に被害を与えないよう注意を払うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、両者協議の上決定するものとする。

原町区スポーツ施設消防設備保守点検業務仕様書

本仕様書は、原町区スポーツ施設における消防設備保守点検業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

北新田運動場、雲雀ヶ原陸上競技場、雲雀ヶ原陸上競技場管理棟、南相馬市弓道場、栄町柔剣道場、小川町体育館

2. 消防設備名

- (1) 消防機器
- (2) 消火器

3. 消防設備保守点検業務内容

- (1) 当施設の消防設備について、定期点検若しくは臨時点検を行い、設備機能を常に完全な状態に保守するものとする。
- (2) 指定管理者が履行すべき点検業務は、誘灯、誘導標識、配線、非常用警報器具及び設備等、当施設に設置してある消防設備とする。
- (3) 保守点検は、定期巡回方式とし、下記のとおり行い、臨時点検は設置者より故障発生連絡があった場合に行うものとする。

・消防機器

点検区分	点検実施の回数
機器点検	年度中に1度
総合点検	年度中に1度

- (4) 指定管理者は、点検業務において技術員（消防設備士及び消防設備点検資格を有する者）を派遣し、この業務を行うものとする。
- (5) 指定管理者は、指定期間中における機器の保守について一切の責任を負い、消防設備が火災又は誤報により作動した場合には、早急に現場へ急行し適切な処置をとるものとする。
- (6) 点検の内容

消防法施行規則第31条の4第1項の規定による点検を実施するものとする。

外観点検	消防設備機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項を消防設備の種類に応じて確認のこと。
------	---

機能点検	消防設備機器の性能について外観から又は簡易な操作により判別できる事項を消防設備の種類に応じ、基準に従い確認すること。
総合点検	消防設備機器の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防設備を使用することにより、当該消防設備の総合的な機能を消防設備の種類に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

4. 消火器保守点検業務内容

(1) 点検要領

令和2年12月25日消防庁告示第19号（消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める告示）により実施するものとする。

・消火器

点検区分	点検実施の回数
機器点検	年度中に1度
総合点検	年度中に1度

(2) 点検時の注意事項

- ① 器具の性能に支障がなくともゴミ等の汚れは、雑巾等で清掃すること。
- ② 合成樹脂製の容器又は部品の清掃には、シンナー、ベンジン等の有機溶剤を使用しないこと。
- ③ キャップの開閉には、所定のキャップスパナを用いること。
- ④ 点検または整備のために消火器を所定の位置から移動する場合は、代替消火器を設置しておくこと。
- ⑤ 点検整備において、指定管理者が点検中に財産等を破損した場合は市と協議すること。

5. 点検報告書の提出

指定管理者は、業務完了時に業務報告書を市へ提出すること。

6. その他

業務遂行上疑義が生じた場合、市と協議の上決定する。

7. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

原町区スポーツ施設窓ガラス清掃業務仕様書

原町区スポーツ施設清掃業務について、以下に仕様を定める。

1. 業務場所 南相馬市原町区 地内
2. 業務内容 原町区スポーツ施設の窓ガラスの清掃
 (清掃箇所)
 - ・小川町体育館窓ガラス
 - ・栄町柔剣道場ガラス
 - ・雲雀ヶ原陸上競技場管理棟窓ガラス
 (清掃内容)
 全面清掃
3. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

機 械 警 備 業 務 仕 様 書

本仕様書は、下記施設における火災、盗難及び不良行為を防止し、かつ施設の保全を図って正常な運営を確保するため下記のとおり定める。

記

1. 業務箇所 南相馬市弓道場、栄町柔剣道場、雲雀ヶ原陸上競技場管理棟、南相馬市テニスコート管理棟及びシャワー室

2. 業務内容等

(1) 警備任務

- ① 火災、盗難及び不良行為の拡大防止。
- ② 施設の秩序の維持保全。
- ③ 事故確知時における関係先への通報連絡。
- ④ 警備報告書の提出。(毎月)

(2) 警備内容

- ① 機械警備
- ② 特にやむを得ない事情により機械警備を実施できない場合は、変更事由を文書により提出し、承認を得て当該警備に変わる警備を行うものとする。

3. 警備方法等

(1) 機械警備

- ① 機械警備は24時間実施するものとする。(但し、使用時間は除く)
- ② 上記において使用時間とは、施設使用者からの警備装置作動解除の信号を受けた時に始まり、警備装置作動開始の信号を受けるまでの時間とする。

(2) 警備機械の整備

- ① 受託者は受託者の使用する機械設備その他の器具を設置し、委託者に貸与し、委

託者の専有に属するものとする。

- ② 受託者は警備機械設備に関し、正常な機能を維持するため保守点検を行い常に正常作動を確認し、万一警備機械の故障により異状を生じたときは遅滞なく警備上の安全処置を講ずるとともに機器の復旧を行うこと。
- ③ 警備機器の設置及び撤去に要する費用は受託者の負担とする。

(3) 警備体制条件

- ① 警備業務時間中、当該警報機により感知される異状の有無を委託者の定める管制本部に専用回線若しくは一般回線を通じ、自動的に通報するものとする。
- ② 受託者は警備業務時間中、管制担当員を定め、施設の異状の察知を間断なく行い警備の安全を確立すること。
- ③ 受託者は警備業務時間中前項により施設に異状事態が発生したことを知った時、遅滞なく警備員を当該物件に急行せしめ、異状事態の確認を行い必要な処置を講ずること。
- ④ 機械警備については断線監視システムにより常時監視体制をとるものとする。

(4) 人事、指揮運営

- ① 警備実施上必要な権限は受託者に付与する。
- ② 警備員の人事並びに警備に関する指揮、運営は受託者が行う。

4. 事故報告

事故発生の際はすみやかに電話若しくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告すること。

5. 損害賠償

- (1) 受託所は警備業務遂行中、受託者の過失（債務不履行の他、受託者の従業員の過失及び不法行為に関する受託者の使用者過失責任を含む。）により生じた委託者の損害については、下記賠償額を限度として保険により委託者に対し、その損害を補償するも

のとする。

- (2) 前項賠償限度額は、対人賠償、対物賠償合わせて1事故10億円也とする。
- (3) 前1、2項の委託者の損害賠償請求は、その損害発生の日から7日以内に書面をもって受託者に通告するものとする。委託者が前記通告を怠ったときは、受託者は委託者に対する損害賠償又は補償の責を免れる。
- (4) 第2項に規定する限度額を越える部分については、法令又は社会通念に照らし、相互協議の上定めるものとする。

6. 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は両者相互に預託し、預託された鍵はそれぞれが厳重に取扱い保管すること。

7. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

8. その他

- (1) 受託者はその他警備上必要と認める事項等について、委託者に指導、助言を行うものとする。
- (2) 警備実施上、この仕様書に定めのない事項について必要ある限り、両者協議し本書に付加条項を添付する。

機 械 警 備 業 務 仕 様 書

本仕様書は下記施設における火災、盗難及び不良行為を防止し、かつ施設の保全を図って正常な運営を確保するため下記のとおり定める。

記

1. 業務箇所 小川町体育館

2. 業務内容等

(1) 警備任務

- ① 火災、盗難及び不良行為の拡大防止。
- ② 事故確知時における関係先への通報連絡。
- ③ 警備報告書の提出。

(2) 警備方法

- ① 機械警備とする。
- ② 特にやむを得ない事情により機械警備を実施できない場合は、変更事由を文書により提出し、承認を得て当該警備に変わる警備を行うものとする。

(3) 警備時間

- ① 警備は24時間実施するものとする。（但し、使用時間は除く）
- ② 上記において、使用時間とは施設使用者からの警備装置作動解除の信号を受けた時に始まり、警備装置作動開始の信号を受けるまでの時間とする。

(4) 警備機械の整備

- ① 受託者は受託者の使用する機械設備その他の器具を設置し、委託者に貸与し、委託者の専有に属するものとする。
- ② 受託者は警備機械設備に関し、正常な機能を維持するため保守点検を行い常に正常作動を確認し、万一警備機械の故障により異状を生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講ずるとともに機器の復旧を行うこと。
- ③ 警備機器の設置及び撤去に要する費用は、受託者の負担とする。

(5) 警備体制条件

- ① 警備業務時間中、当該警報機により感知される異状の有無を委託者の定める管制本部に専用回線若しくは一般回線を通じ、自動的に通報するものとする。
- ② 受託者は警備業務時間中、管制担当員を定め、施設の異状の察知を間断なく行い警備の安全を確立すること。
- ③ 受託者は警備業務時間中、前項により施設に異状事態が発生したことを知った時、遅滞なく警備員を当該物件に急行せしめ、異状事態の確認を行い必要な処置を講ずること。
- ④ 受託者は異常事態の確認を行い、二酸化炭素等のガス消火設備その他人命に影響を及ぼす設備の作動、または異臭発生、その他の危険性を認めた場合、直ちに消防機関及び

その他緊急連絡先に連絡するものとし、その後の異常の有無の点検、警報機器の操作、ガス消火設備等の操作及び鍵の解錠等を行わないものとする。

- ⑤ 受託者は上記異常事態が発生した場合、出動した消防機関に対する当該物件の最終入り口までの誘導、第三者の当該物件への入場の制止、可能な限りの初期消火を行うものとする。

(6) 人事、指揮運営

- ① 警備実施上必要な権限は、受託者に付与する。
- ② 警備員の人事並びに警備に関する指揮、運営は受託者が行う。

3. 事故報告

事故発生の際はすみやかに電話若しくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告すること。

4. 損害賠償

- (1) 受託者は警備業務遂行中、受託者の過失（債務不履行の他、受託者の従業員の過失及び不法行為に関する受託者の使用者過失責任を含む。）により生じた委託者の損害については、下記賠償額を限度として保険により委託者に対し、その損害を補償するものとする。
- (2) 前項賠償限度額は、対人賠償、対物賠償合わせて1事故10億円也とする。
- (3) 前1，2項の委託者の損害賠償請求は、その損害発生の日から7日以内に書面をもって受託者に通告するものとする。委託者が前期通告を怠ったときは、受託者は委託者に対する損害賠償又は補償の責を免れる。

5. 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は両者相互に預託し、預託された鍵はそれぞれが厳重に取扱い保管すること。

6. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

7. その他

警備実施上、この仕様書に定めのない事項について必要ある時に限り、両者協議し本書に付加条項文書を添付する。

南相馬市テニスコート管理業務仕様書

本仕様書は、南相馬市テニスコート管理業務をするにあたり、利用者の利便性向上と施設並びに備品の適正管理を行うため、南相馬市テニスコート及び管理棟の適切な維持管理に必要な事項を定める。

- 1 委託場所 南相馬市原町区高見町一丁目 地内（南相馬市テニスコート）
- 2 業務内容 日常管理業務として、概ね次のような業務を行う。
 - (1) テニスコート及び周囲の清掃及び備品の管理補修
 - (2) テニスコートの補修（小規模な修繕含む）
 - (3) テニスコートの鍵の開錠・施錠
 - (4) 施設・備品の見回り及び点検
 - (5) 管理棟の清掃及び鍵の開錠・施錠
 - (6) 施設利用報告書の整理並びに施設管理日誌の作成
 - (7) その他委託者からの指示事項
- 3 確認事項
 - ・受託者は管理人を1名配置し、業務を行う。
 - ・貸切使用の連絡は、受託者がスポーツセンターで確認する。
 - ・コート開放時間は午前9時から午後9時までとする。
 - ・受託者は常時、利用者がテニスコートを使用できるよう整備する。
 - ・整備、修繕に必要な資材等は、委託者が予算の範囲内で対応する。
 - ・テニスコートは、12月28日から翌年1月3日まで、及び委託者が指定する日を閉鎖する。
- 4 報告書 業務の報告については、管理日誌及び就業報告書により毎月5日まで委託者に報告する。
- 5 その他 業務遂行上疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上決定する。
- 6 環境への配慮 南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

南相馬市野球場管理業務仕様書

本仕様書は、南相馬市野球場管理業務をするにあたり、利用者の利便性向上と施設並びに備品の適正管理を行うため、南相馬市野球場の適切な維持管理に必要な事項を定める。

- 1 業務場所 南相馬市原町区桜井町二丁目 地内 (南相馬市野球場)
- 2 業務内容 日常管理業務として、概ね次のような業務を行う。
 - (1) 野球場及び附属建物の清掃及び備品の管理補修
 - (2) グラウンドの整備及び芝管理、芝刈り・除草
 - (3) 野球場内の草刈り
 - (4) 定期的な施設・備品の見回り及び点検
 - (5) 施設管理日誌の作成
 - (6) その他委託者からの指示事項
- 3 確認事項
 - ・受託者は常時、利用者が野球場を使用できるよう整備する。
 - ・受託者は定期的に野球場及び附属建物の清掃を行う。
 - ・本部席裏・観覧席・スタンドの草刈りを年3回行う。時期は概ね6月・8月・10月とする。
 - ・整備、修繕に必要な資材等は、委託者が予算の範囲内で対応する。
- 4 報告書 業務の報告については、管理日誌及び就業報告書により毎月5日まで委託者に報告する。
- 5 その他 業務遂行上疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上決定する。
- 6 環境への配慮 南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

原町区スポーツ施設施設芝管理業務仕様書

原町区のスポーツ施設を市民に快適な状態で開放するため、施設内の芝の管理について下記のとおり仕様を定める。

記

1. 業務場所 (1) 南相馬市原町区北新田字諏訪地内（北新田野球場、北新田第1運動場）
 (2) 南相馬市原町区中太田：天狗田地内（雲雀ヶ原陸上競技場）
 (3) 南相馬市原町区高見町1丁目 地内（南相馬市サッカー場）

2. 業務内容

原町区スポーツ施設の芝について、芝刈り・施肥・除草剤散布を行う。

3. 業務範囲

- (1) 北新田野球場、北新田第1運動場
 - ①芝管理（概ね 3.0 ヘクタール）。
 - ②芝刈り、施肥、除草剤散布
- (2) 雲雀ヶ原陸上競技場
 - ①芝管理（概ね 8,409.1 m²）。
 - ②芝刈り、施肥、除草剤散布
- (3) 南相馬市サッカー場
 - ①芝管理（10,050 m²）。
 - ②芝刈り、施肥、除草剤散布

4. 作業方法

別紙業務委託内容のとおり

5. 作業時間

業務の時間については、通常8時30分から午後5時までの間とする。なお、この時間外に作業するときは、委託者と事前に協議のうえ、実施すること。

6. 作業場の注意

業務作業中は、現場監督者をおき、事故等のないように十分注意を払い作業のこと。

7. 報告書

作業内容については、作業工程ごとに確認のできる写真を添付の上、報告のこと。

8. 業務作業中、擬義が生じた場合、委託者と協議の上、決定のこと。

9. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

原町区スポーツ施設芝管理業務委託内容

作業内容	回数	摘要
1. 北新田野球場（7, 780㎡）		
（1）芝刈（集積）	6	芝刈
（2）芝除草剤散布	1	土壌改良剤・茎葉処理剤
（3）施肥	1	普通化成肥料 30 g/㎡
（4）除草剤散布	5	
（5）芝搬出	6	
2. 北新田第1運動場（11, 387㎡）		
（1）芝刈（集積）	6	芝刈
（2）芝除草剤散布	1	土壌改良剤・茎葉処理剤
（3）施肥	1	普通化成肥料 30 g/㎡
（4）除草剤散布	5	
（5）芝搬出	6	
3. 雲雀ヶ原陸上競技場（天然芝：8,409.1㎡）		
（1）芝刈（集積）	4	芝刈
（2）芝除草剤散布	1	土壌改良剤・茎葉処理剤
（3）施肥	1	普通化成肥料 30 g/㎡
（4）除草剤散布	2	
（5）芝搬出	4	
4. 南相馬市サッカー場（天然芝：10,050㎡）		
（1）芝刈（集積）	4	芝刈
（2）芝除草剤散布	1	土壌改良剤・茎葉処理剤
（3）施肥	1	普通化成肥料 30 g/㎡
（4）除草剤散布	2	
（5）芝搬出	4	

仕 様 書

雲雀ヶ原陸上競技場のアメリカシロヒトリ防除については、次の仕様により実施し、敷地内に植樹されている樹木の健全な育成を図るため、害虫の防除に努めるものとする。

1. 業務箇所及び樹木数

施設名	樹木数
雲 雀 ヶ 原 陸 上 競 技 場	65本

2. 業務内容

(1) 防除対象範囲

- ア. 各敷地内のサクラ、プラタナス及びアメリカシロヒトリ等の被害を受ける樹木について実施するものとする。
- イ. 上記のほか、施設の管理者及び担当者の指示によるものとする。

(2) 防除方法

- ア. 防除は、高所作業車を使用し薬剤を散布するものとする。

(3) 防除実施回数

- ア. 契約期間中2回として、5～10月の間に害虫の発生状況に応じて一斉防除するものとする。
- なお、害虫の発生状況によっては、上記防除実施回数にかかわらず回数を増やすなど、受託者の責任において防除を実施するものとする。

(4) 使用薬剤及び方法

- ア. 薬剤については、担当者の指示する薬剤を希釈して噴霧散布する。

3. 提出書類

- (1) 業務実施については、各施設管理者と協議の上、前項の実施日を記載した日程表を契約担当者まで提出するものとする。
- (2) 業務実施に当たっては、各施設管理者（不在の時は立会い者）の確認を受け、完了後は担当者宛完了報告書を提出するものとする。
- (3) 業務実施状況及び殺虫効果等を確認するため、写真（各施設2、3枚程度）を完了報告書に添えて提出するものとする。

4. 注意義務

- (1) 薬剤散布に当たっては、薬剤の使用量を遵守するほか、雨や霧などで葉がぬれている場合、または散布に適さない風速時も散布は避け、防除散布を施す樹木周辺の状況を考慮しながら、安全には細心の注意を払い業務を行うものとする。
- (2) 業務実施後については、使用薬剤の管理等に注意を払い危険のないよう処置するものとする。

5. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

6. その他

この仕様書に定めのない事項については、両者協議の上決定するものとする。

仕 様 書

本仕様書は、下記施設に設置されている電子機器の保守点検業務を行い、良好な状態で利用者へ施設を貸し出すため、下記のとおり定める。

1. 業務場所 雲雀ヶ原陸上競技場

2. 業務内容 保守点検業務として、下記電子機器の点検を行う。(年1回)

対象機器	数量	単位
写真判定装置	1	式
全自動フラッシュピストル	3	丁
ピストル信号出力ケーブル	3	本
超音波風速計	2	式
スターター拡声装置(無線)	1	式
ブレスト装置	3	式

3. その他 業務遂行上疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

4. 環境への配慮 南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

仕 様 書

本仕様書は、下記のスポーツ施設について建築基準法第 12 条第 1 項及び第 12 条第 3 項に基づく特殊建築物の定期調査及び報告に関し、関係法令等に従い業務が適正かつ円滑に遂行されるように定めたものである。

記

1. 業務箇所

施 設 名	対象面積 (㎡)
雲雀ヶ原陸上競技場管理棟	568.00

2. 業務内容等

(ア) 基本方針

- (1) 定期調査報告は建築設備及び工作物に関する防災、安全の關係に重点をおき、構造、衛生關係については基本的な事項のみを対象とする。
- (2) 調査業務は重要な点について調査者の目視など簡便な方法で判定できる程度とする。
- (3) 調査事項及び調査方法は建築物の管理者に対しできるだけ負担をかけないこととする。
- (4) 調査の結果、管理者に対し建築設備及び工作物の性能向上について指導助言を積極的に行うこととする。

(イ) 業務の範囲

- (1) 実態調査及び欠陥事項の指摘と改善方策の提示。
- (2) 委託者への建築物定期報告書の作成。
- (3) 特定行政庁への建築物定期報告書の作成。
- (4) 法定調査報告書の外、各敷地及び配置図を縮尺 1 / 1,000、各階平面図を縮尺 1 / 500 に作成。用紙は A 3 判とし委託者提供とする。

(ウ) 業務遂行上の注意

- (1) 調査結果は業務基準に準拠し、公正な判断に基づくものとする。
- (2) 調査により知り得た事項は、何事に限らず所定の手続きに関する以外は、厳に機密の保持に努めること。
- (3) 常に自己の身分を証することができる資料(調査資格者手帳等)を携行すること。
- (4) やむを得ない場合のほかは管理責任者又はその代理者と同行し、その立会いのもとに調査すること。
- (5) できるだけ業務の妨害にならないよう配慮するとともに、建物、器材、器具に損害を与えないように留意すること。

3. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

ナイトラン施設開放事業業務仕様書

本仕様書は、ナイトラン施設開放事業業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

雲雀ヶ原陸上競技場（原町区中太田字天狗田96）

2. 業務内容等

（1）目的

あらゆる世代が気軽にランニングに取り組める機会の提供を目的とし、市民の健康増進へと結びつける。

（2）業務内容

平日及び土曜の午後5時から午後8時までの間、雲雀ヶ原陸上競技場の無料開放を行う。

（3）実施期間

年末年始（12月29日～1月3日）を除く通年